



THE CLASS



JCBスマートフォン保険



JCB SMARTPHONE INSURANCE

2024年10月版

JCB THE CLASS

INSURANCE BOOK

本書は、JCBザ・クラスカードに自動付帯されているスマートフォン保険について会員の皆様に保険の概要を抜粋してご説明する目的で作成しています。

本保険契約はJCBが保険契約者となり保険料を負担し、会員の皆様を被保険者(保険の補償を受けられる方)とするものです。従いまして、普通保険約款および特約条項はJCBにおいて保管しております。

補償までの流れを2ページ、詳細については3ページ以降に記載してありますのでご確認ください。

補償までの流れ

お持ちのスマートフォンが破損した場合、または火災・水濡れにより修理が必要になった場合の修理費用、盗難にあった場合に同種同等のスマートフォンを再調達する費用を補償します。

お支払いの対象となるケース

次の条件を満たすとき、お支払いの対象となります。

- 携帯電話の通信料(以下「通信料」といいます。)をJCBザ・クラスカードでお支払いされているJCBザ・クラス本会員のスマートフォンであること。
※ご家族のスマートフォンで、通信料の支払いおよび通信契約をJCBザ・クラス本会員が行っている場合を含みます。
※通信料を家族カードでお支払いされている場合は対象になりません。
 - 事故発生時点で、直近3ヵ月以上連続でJCBザ・クラスカードを用いて通信料をお支払いされていること。
 - 購入後36ヵ月以内のスマートフォンであること。
- 詳細は、普通保険約款および特約条項によります。

チャブ保険 JCB事故受付ダイヤルへご連絡ください。
その際、JCBザ・クラス会員である旨をお申し出ください。

チャブ保険 JCB事故受付ダイヤル

0120-117-270 24時間受付 [年中無休]

こちらから音声ガイダンスに沿って「③その他の事故のご請求」を選択してください。スマートフォン保険の事故の受付窓口につながります。

お電話後、ご請求にあたってご準備するもの

- 保険金請求書(チャブ保険より送付)
- 壊れたスマートフォンの状況がわかるもの(写真等)
- JCBザ・クラスカードを用いて直近3ヵ月の通信料決済が確認できる資料
- 購入後36ヵ月以内のスマートフォンであることが確認できる資料
※盗難にあった場合、警察への届け出状況を確認させていただきます。
- その他、必要な資料がある場合、チャブ保険よりご案内します。

保険金お支払い

● お問い合わせ

スマートフォン保険に関するお問い合わせは、チャブ保険お問い合わせ窓口までご連絡ください。

チャブ保険 JCBスマートフォン保険お問い合わせ窓口

0120-937-240 9:00AM~5:00PM [土・日・祝・年末年始]

お電話が込み合う場合がございます。つながりにくい場合には時間をあけて再度おかけ直してください。

● 次の場合は、補償の対象とはなりません(主な場合)



- 故障
- 紛失
- スマートフォン以外のものの損害

1. JCBスマートフォン保険

この保険は、保険契約者をJCBとする保険契約です。

被保険者	下の「補償の対象となる方」をご参照ください。
保険金額／保険期間中 総支払限度額	100,000円 (1年間で通算して、100,000円を限度とします。)
自己負担額	破損、火災、水濡れの場合：10,000円 盗難の場合：15,000円
補償開始日	毎年10月1日 (2025年度以降は毎年4月1日の予定)
引受保険会社	Chubb損害保険株式会社(チャブ保険)

※この保険と同種の他の補償がある場合には、修理費用(修理できない場合は再調達費用)から他の補償からの支払額を差し引いた額に対してこの保険の支払限度額を適用します。

■ 補償の対象となる方

この保険によって補償を受けられるのは、「補償の対象となるスマートフォン」を所有するJCBザ・クラス本会員の方です。

ご注意：家族カード会員の方は対象となりません。

カード番号等をご申告の際に、カードの有効性についてチャブ保険からJCBに確認を行います。

■ 補償の対象となるスマートフォン

- JCBザ・クラス本会員が所有するスマートフォン^(注)であること。
※お持ちのスマートフォン1台のみが対象です。
※ご家族の所有するスマートフォンで、通信料の支払いおよび通信契約をJCBザ・クラス本会員が行っている場合を含みます。
- 保険事故発生時点で、購入後36ヵ月以内のスマートフォンであること。
- 保険事故発生時点で、直近3ヵ月連続してJCBザ・クラスカードを用いて対象となるスマートフォンの通信料を決済していること。
※通信料を家族カードでお支払いされている場合は対象になりません。

注：補償対象となるスマートフォンとは

一般的にスマートフォンとして販売されているものをいい、タブレット型端末、腕時計型端末、ウェアラブル型端末等、携帯型ゲーム機、パーソナルコンピューター、その他これらに類する社会通念上スマートフォンとみなさないものを除きます。また、補償を受けられる方(被保険者)が所有するものであり、かつ、購入日時を領収書等で確認することができるのに限ります。(日本国内で修理が可能なもの。)

2. 保険金をお支払いする場合、お支払いできない主な場合

■ 保険金をお支払いする場合

偶然な事故によりスマートフォンが破損^(*1)した場合や、火災^(*2)・水濡れ^(*3)により修理が必要になった場合の修理費用を補償します。また、偶然な事故による破損、火災、水濡れによる損害で修理ができない場合や盗難^(*4)にあった場合に、同種同等のスマートフォンを再調達する費用を補償します。お支払いの際は、1回の事故につき、修理費用の額から自己負担額^(*5)を控除した額をお支払いいたします。

*1 破損とは

不測かつ突発的な事故により、保険の対象であるスマートフォンの外装部分に生じたガラス割れ、亀裂、さけ傷、しわ、はがれ、へこみ等の損傷による損害をいいます。これらの外装部分の損傷が無く、スマートフォンの内部にのみ生じた損傷(バッテリーの損傷、経年劣化等)に起因する損害は含みません。

*2 火災による損害とは

火災により、保険の対象となるスマートフォンに生じた損害をいいます。

*3 水濡れによる損害とは

水濡れまたは水没に伴い保険の対象となるスマートフォンの内部に水が浸入したことにより、保険の対象であるスマートフォンが動作不能となったことによる損害をいいます。

*4 盗難とは

窃盗または強盗によって、保険の対象となるスマートフォンに生じた盗取をいいます。

*5 自己負担額

保険の対象となるスマートフォンの損害が、破損、火災、水濡れによる場合は、1回の事故につき自己負担額10,000円が適用されます。また盗難による場合は、1回の事故につき自己負担額15,000円が適用されます。



破損



火災



水濡れ



盗難

■ お支払いできない主な場合

(1) 次に掲げる損害は、補償の対象になりません。

- a. 会員または保険金を受け取る方の故意
- b. 電氣的、機械的事故
- c. 端末の製造業者の保証期間中に生じた製造業者の責任において修理されるべき損害またはその場合
- d. 端末の販売業者または通信業者の提供する端末の補償で修理等、保険の対象である端末の原状回復を受けられる損害またはその場合
- e. 端末内のバッテリー、内蔵部品等に起因して生じた損害
- f. 端末の付属物等に起因して生じた損害
- g. 保険の対象である端末の汚れ、擦損、搔き傷または塗料のはがれ等の単なる外観の損傷
- h. 保険事故発生時点で、当該保険の対象の通信料を直近3回連続の決済が確認できない場合
- i. 保険事故発生時点で、購入後36ヵ月を超えている端末
- j. 購入後36ヵ月以内であることを購入時の領収書等で確認できない端末
- k. 被保険者以外の所有する端末
- l. もっぱら業務の用にのみ使用する端末
- m. 端末内のデータ、アプリケーション、クラウドに格納されている等のデータの紛失・喪失に起因するすべての損害
- n. 貿易制裁等を受ける者の所有するスマートフォンの損害に起因して、この保険の提供により、保険契約者である株式会社ジェーシービーまたはこの保険の引き受けを行うチャブ保険が、制裁を受ける可能性があるすべての事由が確認される場合
- o. サイバー損害による端末の損害
- p. 盗難の発生後30日以内に次に規定する届出を行わなかった盗難による損害
 - 日本国内において生じた盗難による損害の場合は、損害が発生した地を管轄する警察機関へ届出を行い、その受理番号を記録すること。
 - 日本国外において生じた盗難による損害の場合は、損害が発生した地を管轄する公的機関へ届出を行い、その届出の履行が証明される書類をその公的機関から受領すること。

(2) (1)に加え次の場合も補償の対象になりません。

- a. 被保険者、法定代理人の故意・重大な過失、法令違反、被保険者と同一世帯の親族の故意
- b. 自然の消耗、劣化、性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食その他類似の事由等
- c. 欠陥
- d. 加工をほどこした場合
- e. 戦争、武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱等
- f. 公権力の行使
- g. 核燃料物質、核燃料物質の放射性、爆発性その他の有害な特性に随伴して生じた損害
- h. 修理、詐欺、横領
- i. 置き忘れ、紛失
- j. 水災、地震、噴火、津波
- k. 破損、火災、水濡れによる事故の場合で修理費用が10,000円以下のとき。
- l. 盗難にあった場合で、同種同等のスマートフォンの再調達費用が15,000円以下のとき。
- m. 修理ができない場合(盗難にあった場合を含みます。)で、事故発生の日から30日以内に同種同等のスマートフォンを再調達しなかったとき。
- n. 複数回のご請求がある場合において、保険期間中総支払限度額を超過するとき。

等

3. 損害発生の際の保険金の請求について (手続き・必要書類)

- (1) 損害発生の日から遅滞なく『チャブ保険 JCB事故受付ダイヤル (Chubb損害保険保険金カスタマーセンター)』にお電話いただき音声ナビゲーションに沿って③を選択してください。事故受付担当におつなぎしますので、「保険金請求書」を入手されるとともに、お手続きについてお問い合わせください。

※『チャブ保険 JCB事故受付ダイヤル』における事故受付の際、保険会社がJCB会員資格有効性を確認するために、カード番号等をご申告いただいております。カード番号等を確認する際に、チャブ保険からJCBに本保険対象者に該当するか確認をします。

- (2) チャブ保険より送付された「保険金請求書」に必要な事項をご記入のうえ署名して、必要な書類^(*)を添えてチャブ保険に遅滞なく提出が必要です。また、修理が不可能な場合は、修理不可能であることを示す修理見積書及び同種同等のスマートフォンを30日以内に再調達した領収書をご準備ください。修理不能による再調達を行う場合30日を超えてからの再調達はこの保険では対象となりません。(修理を行う場合はこの限りではありません。)

*必要な書類

修理見積書、購入時の領収書、カードご利用代金明細書(決済表記内容によっては、これに加えて別の資料の提出をお願いする場合があります。)、損害写真あるいは請求書など。

- (3) 本保険は、各被保険者のスマートフォン毎に設定されている保険期間中総支払限度額(100,000円)を超えて補償することはありません。

■ 事故時の連絡先

● チャブ保険 JCB事故受付ダイヤル

0120-117-270 24時間受付 [年中無休]

こちらから音声ガイダンスに沿って“③その他の事故のご請求”を選択してください。スマートフォン保険の事故の受付窓口につながります。

◎印は原則として必須となります ○印は場合によって必須となります

必要書類	ご案内
保険金請求書 (所定用紙)	◎ 保険金請求書はチャブ保険より送付します。必要事項をご記入のうえ、署名・捺印ください。
修理費用請求書 または 修理見積書	◎ 対象スマートフォンの破損、火災、水濡れ等による損害の修理請求書またはお見積りをご提示ください。
スマートフォンの 購入時の 領収書等	◎ 保険の対象となるスマートフォンは、事故発生時点で購入後36ヵ月以内のスマートフォンですので、その確認ができる資料をご提出ください。
JCBカード ご利用代金明細 (通信料3回)	◎ 事故発生時点で、直近3ヵ月連続でJCBザ・クラスカードを用いて通信料金の支払いを行っていることが確認できるJCB利用明細の写しをご提示ください。
写真	○ 対象のスマートフォンの損害がわかる写真等をご提出ください。
(盗難の場合) 盗難被害届出 証明書	○ 警察に盗難被害届を提出してください。盗難被害届の証明が発行されない場合がありますので、必ず被害届受理番号、届出警察署名、届出警察署の電話番号をご確認のうえ、書き留めていただくようお願いします。 ※海外での盗難の場合は、「盗難証明書」や「ポリスレポート」などの事故の事実が確認できる資料を現地にてお取り付けください。

※盗難等により、同種同等のスマートフォンを再調達した場合は、その購入時の領収書のご提出もお願いします。

■ お問い合わせ

〈スマートフォン保険に関するお問い合わせ〉

● チャブ保険 JCB スマートフォン保険お問い合わせ窓口

0120-937-240 9:00AM～5:00PM [土・日・祝・年末年始休]

お電話が込み合う場合がございます。つながりにくい場合には時間をあけて再度おかけ直してください。

〈JCBザ・クラス付帯サービス全般についてのお問い合わせ〉

● ザ・クラス・メンバーズデスク

0120-022-733

海外からかけられる電話番号 81-422-40-8523

受付時間 9:00AM～8:00PM [年中無休]



世界にひとつ。
あなたにひとつ。